

1. 政務調査費とは

地方自治法 100 条の 13 , 14 に位置づけられている。

13 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

2. 旧島田市の政務調査費交付条例と規則

島田市議会政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日

島田市条例第 17 号

改正 平成 14 年 9 月 30 日 条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、島田市議会議員の市政の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に所属していない議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 政務調査費は、島田市議会における会派(以下「会派」という。)及び会派に所属していない議員に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務調査費は、年1回交付する。ただし、会派に所属している議員の数の変更等により必要が生じたときはその都度交付する。

(会派に対する政務調査費)

第4条 会派に対して交付する政務調査費の額は、25万円にその年の4月1日現在において当該会派に所属している議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の政務調査費の額は、前項の規定により計算した政務調査費の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、その年の4月から任期満了の日の属する月の前月までの月数(任期満了の日が月の末日にあたる場合は、当該月までの月数)を乗じて得た額とする。
- 3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月から政務調査費を交付する。
- 4 前項の場合において交付する政務調査費の額は、25万円に会派を結成した日において当該会派に所属している議員の数を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、会派を結成した日の属する月からその年度末までの月数を乗じて得た額とする。ただし、既に政務調査費の交付を受けた会派に所属していた議員又は政務調査費の交付を受けた会派に所属していない議員によって新たに結成された会派に対して交付する政務調査費の額は、第6項又は第7項の例により計算して得た額とする。
- 5 政務調査費の交付を受けた会派は、年度の途中において所属している議員の数が減少した場合は、政務調査費の残額を減少する前の議員の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、減少した議員の数を乗じて得た額を返還しなければならない。

- 6 政務調査費の交付を受けた会派に年度の途中において他の会派に所属していた議員が新たに所属することとなった場合は、当該議員が前に所属していた会派の政務調査費の残額を減少する前の所属人数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を新たに所属することとなった会派に追加して交付する。
- 7 政務調査費の交付を受けた会派に年度の途中において会派に所属していない議員が新たに所属することとなった場合は、当該議員に交付されていた政務調査費の残額を新たに所属することとなった会派に追加して交付する。
- 8 政務調査費の交付を受けた会派に年度の途中において新たに議員となった者が新たに所属することとなった場合は、次条第3項及び第4項の規定により計算した額を新たに所属することとなった会派に追加して交付する。
- 9 政務調査費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、当該会派は、政務調査費の残額を返還しなければならない。

(会派に所属していない議員に対する政務調査費)

- 第5条 会派に所属していない議員(その年の4月1日に在職する議員に限る。)に対して交付する政務調査費の額は、25万円とする。
- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の政務調査費の額は、25万円を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、その年の4月から任期満了の日の属する月の前月までの月数(任期満了の日が月の末日にあたるときは、当該月までの月数)を乗じて得た額とする。
 - 3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月から政務調査費を交付する。
 - 4 前項において交付する政務調査費の額は、前条第4項の例により計算して得た額とする。

- 5 年度の途中において会派に新たに所属することとなった議員は、交付された政務調査費の残額を返還しなければならない。
- 6 年度の途中において会派に所属しないこととなった議員から政務調査費の交付の申請があった場合は、当該議員が所属していた会派の政務調査費の残額を解散又は脱会する前の議員の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付する。
- 7 政務調査費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなった場合は、当該議員であった者は、政務調査費の残額を返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 会派及び会派に所属していない議員は、政務調査費を規則に定める使途基準に従って使用しなければならない。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。
- 3 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から20日以内に第1項の報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の額からその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除してなお残額がある場合は、当該残額を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日島田市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

島田市議会政務調査費の交付に関する規則

平成13年3月30日

島田市規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、[島田市議会政務調査費の交付に関する条例](#)(平成13年島田市条例第17号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して、政務調査費交付申請書([第1号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、議長を経由して、政務調査費交付申請書([第2号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第3条 交付の決定を受けた会派の代表者は、申請した事項に変更が生じた場合は、議長を経由して政務調査費変更交付申請書([第3号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、第2条及び前条の規定により申請のあった場合は、交付すべき政務調査費の額を算定し、当該会派の代表者及び議員に対して政務調査費交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第5条 会派の代表者及び議員は、交付の決定を受けた政務調査費を請求しようとする場合は、政務調査費交付請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(使途基準)

第6条 条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された政務調査費収支報告書(第6号様式)の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理及び保管)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保管しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費(会場借上料、講師謝金、研修会負担金、旅費、自動車借上料等)
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地の調査又は現地調査に要する経費(旅費、自動車借上料等)
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、雑誌等の購入に要す

	る経費
広報費	会派の調査研究、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告宣伝をするために要する経費(印刷製本費、郵便料、会場借上料等)
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望並びに意見を聴取するための会議等に要する経費(会場借上料、印刷製本費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費(文具費、調査委託料、臨時雇い賃金等)

別表第2(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費(会場借上料、講師謝金、研修会負担金、旅費、自動車借上料等)
調査旅費	議員の行う調査研究のために必要な先進地の調査又は現地調査に要する経費(旅費、自動車借上料等)
資料作成費	議員の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	議員の行う調査研究のために必要な図書、雑誌等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告宣伝をするために要する経費(会場借上料、印刷製本費等)
広聴費	議員が市民からの市政等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究に必要な経費(文具費、調査委託料、臨時雇い賃金等)

第1号様式
(第2条関係)

年 月 日

島田市長 様

会派名

代表者氏名

印

政務調査費交付申請書

年度の政務調査費の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 人 (年 月 日現在)

所属議員氏名 _____

- 6 交付申請額 円

第2号様式
(第2条関係)

年 月 日

島田市長 様

議員氏名 印

政務調査費交付申請書

年度の政務調査費の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請額 円

第3号様式
(第3条関係)

年 月 日

島田市長 様

会派名

代表者氏名

印

政務調査費変更交付申請書

年 月 日付けで申請した事項に変更が生じたので次のとおり申請します。

区 分	変更後	変更前	変更年月日
会派の名称			
代表者氏名			
経理責任者氏名			
所属議員の数			
所属議員氏名			

第4号様式
(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

島田市長 印

政務調査費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度政務調査費について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額 円
第5号様式
(第5条関係)

政務調査費交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた政務調査費として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長 様

氏名 (会派にあっては、その会派名) 及び代表者氏名 ㊟

口座振込先金融機関名

口座種別 口座番号

口座名義人

第6号様式
(第7条関係)

年 月 日

島田市議会議長 様

氏名（会派にあっては、その会派名）
及び代表者氏名 ㊟

政務調査費収支報告書

年度の政務調査費について、次のとおり報告します。

収入の部

単位：円

項目	決算額	摘要
政務調査費交付金		
計		

支出の部

単位：円

項目	決算額	摘要
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
その他の経費		
計		

政務調査費残額 円

※ 調査研究の概要及び領収書の写しを添付してください。